

令和7年度国土交通省税制改正事項(都市局関連部分)

I. 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

都市の魅力の向上と活力ある地域づくり

○2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

2027 年に横浜で開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び開催に資するよう、公式の参加者に対する非課税措置等を講じる。

【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税・事業所税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税・国有資産等所在市町村交付金・自動車税・軽自動車税】
・以下の事項に対する非課税措置等を講じる。

- 公式の参加者、博覧会協会等が取得・所有する展示施設等 【固定資産税等】
- 公式の参加者等が輸入して使用する車両 【自動車税等】
- 公式の参加者やその職員が得る寄附金、給与等の所得 【所得税・法人税等】

○脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充

都市の脱炭素化を一層促進するために拡充された民間都市開発推進機構の支援業務について、収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

【法人税・法人住民税・事業税・事業所税】

・改正都市再生特別措置法に基づき拡充※された、脱炭素都市再生整備事業に対する支援業務についても、従来と同様に民間都市開発推進機構の収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

※緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等を追加

○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

関西文化学術研究都市において整備される研究施設に係る特別償却制度の適用期限を2年間延長する。(～令和9年3月31日)

【法人税】

・研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が4.5億円以上の場合

- | | | |
|----------------------|-------|--------|
| ○建物及び附属設備 | 特別償却率 | 6/100 |
| ○機械及び装置（取得価格400万円以上） | 特別償却率 | 12/100 |

Ⅱ. 主要項目以外の項目

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長(不動産取得税)
(～令和9年3月31日)

○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
(～令和9年3月31日)

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長
(固定資産税)
(～令和9年3月31日)

以上